

# 雲仙市教育振興基本計画

第2期〈令和3年度～令和7年度〉



緋寒桜（国指定重要文化財「旧鍋島家住宅」通称：鍋島邸）

令和3年4月

雲仙市教育委員会





## 雲仙市教育方針

雲仙市教育委員会は、広く市民の理解、協力、参画のもとに、「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」を推進する。

このため、人間尊重の精神を基調として、生涯を通じて学び、郷土を愛し、郷土の自然・歴史・文化に誇りを持ち、国際社会に貢献できる調和のとれた個性豊かな人間の育成を図る。

特に、教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

## 雲仙市教育努力目標

- ふれあい、学びあい、認めあう生涯学習の推進
- 豊かな心と自ら学ぶ力をはぐくむ学校教育の実現
- 明るい社会をつくる人権・同和教育の推進
- 夢と希望をもち、たくましさ・やさしさを身につけた青少年の育成
- 郷土の豊かさをはぐくむ芸術・文化の振興
- 健康で明るく、たくましい心とからだをはぐくむ生涯スポーツの振興
- 国際性豊かな人づくりの推進

## 雲仙市教育のキーワード

やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2

## 第2章 雲仙市の教育を取り巻く状況

1. 雲仙市の人口、児童・生徒数等の状況	3
（1）雲仙市の人口、世帯数の推移	3
（2）雲仙市の児童・生徒数の推移	4
2. 雲仙市の教育施設の状況	5
（1）学校施設	5
（2）給食センター	6
（3）社会教育施設	7
（4）社会体育施設	8

## 第3章 第2期計画の施策の方針、主要施策体系図

1. 第2期計画の施策の方針	10
2. 雲仙市教育大綱	10
（1）大綱の趣旨	10
（2）大綱の期間	10
（3）大綱に掲げる項目	10
3. 主要施策体系図	12

## 第4章 第2期計画の主要施策

1. 「子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。」	13
2. 「生涯にわたって、学べる環境づくりを推進します。」	23
3. 「歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくりを推進します。」	31
4. 「運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。」	36

## 第5章 計画の着実な推進に向けて

1. 計画の進捗管理	41
2. 計画の見直し	41

## 参考資料

用語解説	42
雲仙市家庭教育7か条	46
雲仙市教育振興基本計画検討委員会委員	47

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

雲仙市教育委員会では、市の教育方針である「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」を推進するため、平成28年4月に「雲仙市教育振興基本計画〈平成28年度～平成32年度〉」（以下「第1期計画」という。）を策定し、それぞれの目標の達成に向け努めてまいりました。また、令和2年3月に「やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】」をテーマとした「雲仙市教育大綱」を策定し、市長部局と教育委員会が協力しながら本市教育行政の振興に取り組んで行こうとしています。

この間、国においては、平成29年3月に教育課程の基準となる「学習指導要領」が改訂され、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取り組みがスタートしました。また、平成30年6月に国が出された第3期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」の5項目を掲げ、教育政策を推進しています。

このような中で、雲仙市教育委員会は、第1期計画が計画策定から5年を経過し、計画期間が満了することから、令和3年度を計画初年度とする「雲仙市教育振興基本計画 第2期〈令和3年度～令和7年度〉」（以下「第2期計画」という。）を新たに策定するものです。

第2期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第1期計画の成果と課題などを踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、「雲仙市教育大綱」が定めた方針を具現化するため、令和3年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市の教育の一層の推進を図る所存です。

## 2. 計画の位置付け

○本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

○本市の市政全般にかかる総合計画である「第2次雲仙市総合計画」及び「雲仙市教育大綱」を踏まえた、教育行政振興の基本となる計画です。

○この計画の範囲は、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

### 3. 計画期間

○令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。

○計画期間中であっても、法改正などにより大幅な変更を必要とする事象が生じた場合は、見直しを行います。

## 第2章 雲仙市の教育を取り巻く状況

### 1. 雲仙市の人口、児童・生徒数等の状況

#### (1) 雲仙市の人口、世帯数の推移

本市の人口は、平成27年国勢調査で44,115人と、平成17年の合併当時と比較すると5,883人（11.8%）減少しました。また1世帯当たりの平均世帯人員は、2.87人/世帯と、昭和30年（5.38人/世帯）に比べ概ね半減するなど核家族化が進行しています。

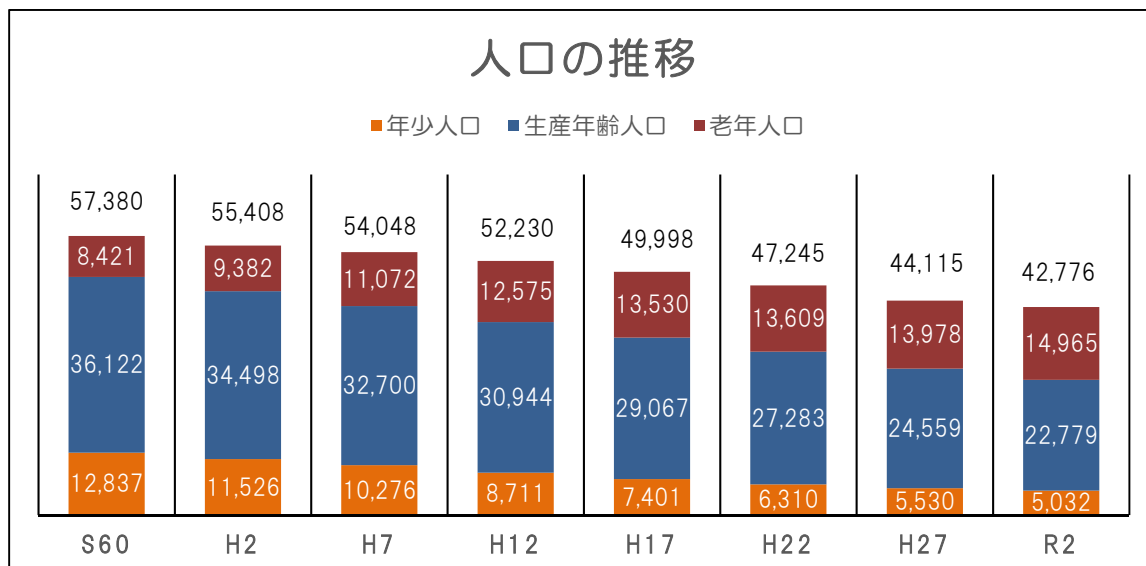
年齢別人口構成比の推移を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）はともに減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。なお、平成27年の年少人口は、12.5%で、全国平均より0.1ポイント、県平均より0.5ポイント低くなっています。逆に老年人口割合は、31.7%で、全国平均より5.1ポイント、県平均より2.1ポイント高くなっています。令和2年度においても同様の傾向が続いています。

区分	年少人口 0歳～14歳	生産年齢人口 15歳～64歳	老年人口 65歳以上	計	世帯数
S60	12,837	36,122	8,421	57,380	15,025
H2	11,526	34,498	9,382	55,408	15,146
H7	10,276	32,700	11,072	54,048	15,430
H12	8,711	30,944	12,575	52,230	15,647
H17	7,401	29,067	13,530	49,998	15,766
H22	6,310	27,283	13,609	47,245	15,863
H27	5,530	24,559	13,978	44,115	15,376

【参考】

区分	年少人口 0歳～14歳	生産年齢人口 15歳～64歳	老年人口 65歳以上	計
R2	5,032	22,779	14,965	42,776

資料：国勢調査（R2のみ住民基本台帳9月末日現在）



## (2) 雲仙市の児童・生徒数の推移

一方、市内の児童・生徒数は、令和2年現在3,184名と平成17年の合併当時と比較すると1,854人(36.8%)減少し、人口の減少率を大幅に上回る減少が続いています。

それに伴い学校の小規模化が進み、複式学級の発生、学校の統廃合が行われ、平成17年以降、小学校5校(うち分校2校)、中学校2校が閉校となっています。

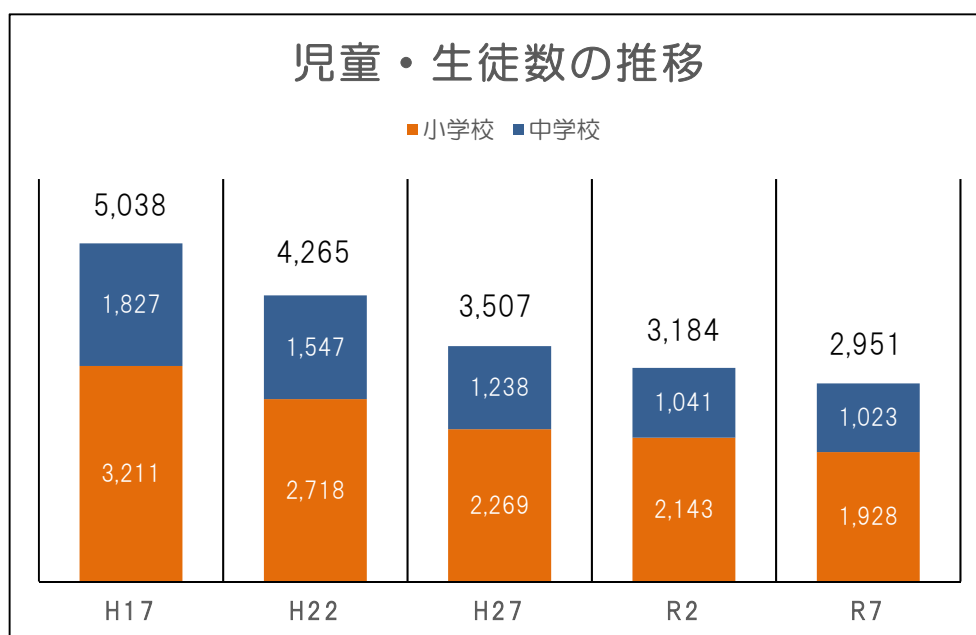
令和2年度、小学校17校のうち普通学級が6学級未満の学校は、4校(うち2校は3学級)、6学級が11校で、7学級以上は、2校しかなく、ほとんどの小学校では、クラス替えができない状況にあります。一方中学校は、7校のうち3学級が2校、4学級が1校、6学級以上が4校という状況です。

平成18年度に雲仙市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会がまとめた「雲仙市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方(報告)」では、学校の適正規模を小・中学校とも普通学級で6～18学級とするとしています。その基準に照らし合わせると、小学校で4校、中学校で3校が基準を下回っていることになります。

児童・生徒数の減少により学校行事や部活動にも影響が出てきており、今後長期的な展望に立った検討が必要になると考えられます。

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童・生徒数
H17	21	3,211	9	1,827	30	5,038
H22	20	2,718	8	1,547	28	4,265
H27	20	2,269	7	1,238	27	3,507
R2	17	2,143	7	1,041	24	3,184
R7	-	1,928	-	1,023	-	2,951

資料：学校基本調査（R7は、出生数から見た見込み数）



## 2 雲仙市の教育施設の状況

### (1) 学校施設

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たしていますが、市内の学校施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設されているため、老朽化が進み、改修箇所も年々増大傾向にあることから、学校施設の長寿命化を図るために計画的に大規模な改修を行う必要があります。

また、生活スタイルの変化に対応するためのトイレの洋式化や転落防止用の手すりの設置、バリアフリー対策など、快適な学校生活のための改修も求められています。

施設名	区分	建設年	経過年数	構造	階数
多比良小学校	校舎	昭和46年3月	50	R	2
	体育館	昭和52年3月	44	S	1
土黒小学校	校舎	昭和48年3月	48	R	3
	体育館	昭和54年8月	41	S	1
八斗木小学校	校舎	昭和47年3月	49	R	2
	体育館	昭和53年3月	43	S	1
神代小学校	校舎	昭和49年3月	47	R	3
	体育館	平成25年3月	8	R	2
西郷小学校	校舎	昭和46年12月	49	R	3
	体育館	昭和54年3月	42	S	1
岩戸小学校	校舎	昭和53年2月	43	R	2
	体育館	昭和63年3月	33	S	1
大正小学校	校舎	昭和40年3月	56	R	3
	体育館	昭和44年1月	52	S	1
川床小学校	校舎	昭和57年3月	39	R	3
	体育館	昭和55年2月	41	S	1
大塚小学校	校舎	昭和51年9月	44	R	3
	体育館	昭和45年3月	51	S	1
鶴田小学校	校舎	昭和53年3月	43	R	3
	体育館	平成2年3月	31	R	1
愛野小学校	校舎	昭和56年3月	40	R	3
	体育館	昭和57年2月	39	S	1
千々石第一小学校	校舎	昭和43年3月	53	R	3
	体育館	昭和45年3月	51	S	1
千々石第二小学校	校舎	昭和42年3月	54	R	2
	体育館	昭和62年3月	34	R	2

施設名	区分	建設年	経過年数	構造	階数
小浜小学校	校舎	昭和45年3月	51	R	3
	体育館	昭和47年2月	49	R	2
北串小学校	校舎	昭和53年3月	43	R	3
	体育館	昭和56年2月	40	S	2
南串第一小学校	校舎	昭和43年2月	53	R	3
	体育館	昭和59年3月	37	S	2
南串第二小学校	校舎	昭和62年3月	34	R	3
	体育館	昭和63年1月	33	S	2
国見中学校	校舎	昭和38年3月	58	R	3
	体育館	昭和43年2月	53	S	2
瑞穂中学校	校舎	昭和53年2月	43	R	3
	体育館	平成9年12月	23	R	1
吾妻中学校	校舎	昭和59年11月	36	R	3
	体育館	昭和54年3月	42	S	2
愛野中学校	校舎	昭和41年3月	55	R	3
	体育館1	昭和46年3月	50	S	1
	体育館2	昭和46年7月	49	S	2
千々石中学校	校舎	昭和53年3月	43	R	4
	体育館	昭和50年3月	46	R	1
小浜中学校	校舎	昭和54年2月	42	R	3
	体育館	昭和53年1月	43	S	2
南串中学校	校舎	昭和48年3月	48	R	3
	体育館	平成15年2月	18	R	3

校舎の建設年は、一番古いものを掲載。経過年数は、令和3年4月1日現在

R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造

## (2) 給食センター

雲仙市では、平成19年度から小・中学校共に完全給食を実施していますが、施設の老朽化及び児童生徒数の減少に伴い、学校給食センター事業の効率化を図るため、平成29年8月31日をもって雲仙市吾妻愛野学校給食センターを廃止し、2つのセンターで運営しています。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
雲仙市国見学校給食センター	平成12年3月	21	S	2
雲仙市南部学校給食センター	平成19年3月	14	S	2

経過年数は、令和3年4月1日現在、S：鉄骨その他造

### (3) 社会教育施設

市内には、生涯学習や芸術文化活動の拠点施設である公立公民館、文化会館などのほか、重要文化財鍋島邸をはじめとする貴重な文化財を保存学習する施設があります。

令和元年度には、老朽化が進んでいた愛野公民館を解体し、愛野総合支所と複合化した愛の夢未来センターを建設しました。現在、瑞穂総合支所の建て替えに合わせ瑞穂公民館の複合化を進めているほか、その他の施設でも老朽化が進んでいることから、総合支所やその他の施設の建て替えに合わせた複合化を検討しています。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
瑞穂町公民館	昭和52年9月	43	R	2
愛の夢未来センター	令和元年10月	2	R	4
千々石町公民館	昭和46年3月	50	R	2
小浜町山領公民館	昭和35年3月	61	W	1
小浜町北野公民館	昭和55年3月	41	S	1
小浜町南本町公民館	平成13年3月	20	S	1
小浜町木指公民館	昭和60年3月	36	S	1
小浜町小田山公民館	昭和63年3月	33	W	2
小浜町金浜公民館	昭和51年3月	45	W	2
小浜町飛子公民館	昭和56年3月	40	S	1
南串山図書室	平成30年3月	3	R	1
雲仙市図書館	平成16年3月	17	R	1
国見町文化会館	平成16年3月	17	R	1
吾妻町ふるさと会館	平成5年11月	27	R	2
ハマユリックスホール	平成9年3月	24	R	3
鍋島邸 主屋	明治22・昭和5	132・91	W	2
鍋島邸 御北	万延元年(1860)	161	W	2
鍋島邸 蔵	明治27年	127	W	2
鍋島邸 長屋門	慶応元年(1865)	156	W	2
瑞穂町郷土資料館	昭和59年3月	37	W	1
小浜町歴史資料館 湯太夫邸	弘化元年(1844)	176	W	1
小浜町歴史資料館 長屋門	明治4年移築	150	W	1
小浜町歴史資料館 資料館展示館	平成12年3月	21	W	1
南串山文化センター	昭和41年3月	55	R	2
南串山コミュニティセンター	平成8年3月	25	S	1
土黒文化財保管庫	昭和50年2月	46	S	1
雲仙市歴史資料館 国見展示館(南棟資料室)	昭和23年3月	73	W	1
雲仙市歴史資料館 国見展示館(北棟 旧神代中学校舎)	昭和23年3月	73	W	1
雲仙市歴史資料館 南串山展示館	平成22年3月	11	W	1

経過年数は、令和3年4月1日現在、R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造

#### (4) 社会体育施設

雲仙市民や雲仙市を訪れる人のスポーツ活動の拠点である社会体育施設は、下表にまとめた施設以外にも、各小・中学校の体育館、運動場を社会体育施設として開放しています。老朽化した小浜体育館に代わる新しい体育館を現在小浜町に建設中で令和3年度に完成する予定です。今後は、学校の体育施設との複合化も視野に入れながら施設の在り方を検討していく必要があります。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
国見総合運動公園「遊学の里くにみ」遊学の館	平成15年5月	17	R	2
国見総合運動公園 第1グラウンド	昭和63年4月	32	—	—
国見総合運動公園 第2グラウンド	平成4年4月	28	—	—
国見総合運動公園 テニスコート	平成16年4月	16	—	—
国見総合運動公園 多目的芝生広場	平成15年5月	17	—	—
国見コミュニティプラザ グラウンド	平成4年4月	28	—	—
国見コミュニティプラザ テニスコート	平成4年4月	28	—	—
国見体育館	平成1年4月	31	—	1
国見武道館	平成2年3月	31	—	1
みずほすこやかランドふれあい会館	平成8年4月	24	R	2
みずほすこやかランドふれあい広場	平成7年4月	25	—	—
みずほすこやかランド グランドゴルフ場	平成18年10月	14	—	—
みずほすこやかランド 多目的グラウンド	平成6年4月	26	—	—
みずほすこやかランド テニスコート	平成7年4月	25	—	—
みずほすこやかランド ふれあいプール	平成10年5月	22	R	1
瑞穂体育館	昭和55年5月	40	S	1
瑞穂弓道場	昭和55年7月	40	S	1
吾妻武道場	昭和47年2月	49	S	1
吾妻農村広場 グラウンド	昭和52年12月	43	—	—
カスポーランド あづま 管理棟	平成6年5月	26	R	1
カスポーランド あづま グラウンド	平成6年5月	26	—	—
カスポーランド あづま テニスコート	平成6年5月	26	—	—
吾妻体育館	平成12年3月	21	R	2
愛野運動広場 グラウンド	平成9年4月	23	—	—
愛野運動広場 テニスコート	平成9年4月	23	—	—
愛野運動広場 ゲートボール場	平成9年4月	23	—	—
愛野武道館	昭和59年1月	37	S	1
千々石相撲場	平成22年3月	11	—	1

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
小浜ふれあいの村 グラウンド	昭和55年4月	40	—	—
小浜体育館	昭和41年4月	54	R	1
小浜弓道場	平成3年5月	29	W	1

経過年数は、令和3年4月1日現在、R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造

## 第3章 第2期計画の施策の方針、主要施策体系図

### 1. 第2期計画の施策の方針

「雲仙市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき雲仙市教育委員会が策定するもので、本市の教育全般についてのビジョンを示すとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、本市の教育行政を進めるにあたり、最も重要な計画です。

第2期計画の策定にあたっては、第2章にまとめた雲仙市の教育を取り巻く状況や新たに発生した教育的課題を念頭に置きながら、令和2年に策定した「雲仙市教育大綱」を具現化するために必要な施策に取り組むため、計画の「重点目標」、「基本的方向性」については、「雲仙市教育大綱」の文言を採用しています。

### 2. 雲仙市教育大綱

#### (1) 大綱の趣旨

第2次雲仙市総合計画の基本方針の一つである「将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」を推進するためには、子どもたちの健やかな成長を温かく見守る人づくり、安心して子育てができる地域づくり、そして生涯にわたって学習する意欲を応援する環境づくりに努める必要があります。

そこで、私たちの祖先から連綿と紡がれてきた「心」の根底に息づく「やさしさ」をキーワードに、大綱のテーマを「やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】」とし、本市の教育に関する総合的な施策の根本となる方針を定めました。

(雲仙市教育大綱(以下「大綱」という。))は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき雲仙市が策定するものです。

#### (2) 大綱の期間

大綱の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とします。

#### (3) 大綱に掲げる項目

大綱を次の4項目とし、その実現に向けた取組を推進します。

##### ① 子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。

- ・ 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の実現を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、これを支える教職員の資質向上に努めます。

- 安全安心な学校施設とともに、時代に即した情報教育環境の整備に努めます。
- 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人一人の豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。

**② 生涯にわたって、学べる環境づくりを推進します。**

- 市民の生涯学習環境の整備に向けて、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。
- 地域を支える人づくりを目指して、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。
- 社会教育施設の適切な維持管理を行い、生涯を通じた市民の学びの場の充実を図ります。

**③ 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくりを推進します。**

- 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。
- 市民が優れた芸術・文化にふれる機会の充実努めます。

**④ 運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。**

- 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図るとともに、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。
- スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適正な管理運営を行うとともに、指定管理者制度などの民間活力を生かした施設の運営を図ります。

### 3. 主要施策体系図

重点目標	基本的方向性	主要施策
1. 子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。	(1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の実現を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、これを支える教職員の資質向上に努めます。	①確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育活動の充実 ②コミュニティスクール導入による教育活動充実 ③教職員研修充実と働き方改革推進
	(2) 安全安心な学校施設とともに、時代に即した情報教育環境の整備に努めます。	①安全安心で快適な学習環境づくり ②時代に即した情報教育環境の整備
	(3) 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人一人の豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。	①コミュニティスクール導入による教育活動充実【再掲】 ②教育相談、不登校児童生徒支援充実 ③いじめ対策の充実 ④各種就学支援事業の実施

重点目標	基本的方向性	主要施策
2. 生涯にわたって、学べる環境づくりを推進します。	(1) 市民の生涯学習環境の整備に向けて、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。	①多様な生涯学習プログラムの実施 ②市民のニーズに応じた図書館・図書室運営の充実 ③各種文化団体の活動支援
	(2) 地域を支える人づくりを目指して、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。	①地域に根差した青少年の健全育成の推進 ②一人一人が認めあう人権意識の啓発
	(3) 社会教育施設の適切な維持管理を行い、生涯を通じた市民の学びの場の充実を図ります。	①学びの場としての社会教育施設の適正な管理運営

重点目標	基本的方向性	主要施策
3. 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくりを推進します。	(1) 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。	①郷土の歴史・文化の継承 ②伝統的建造物群保存地区事業の推進 ③開発事業に伴う埋蔵文化財の適切な保存活用
	(2) 市民が優れた芸術・文化にふれる機会の充実に努めます。	①市民団体と連携した文化芸術活動の推進

重点目標	基本的方向性	主要施策
4. 運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。	(1) 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図るとともに、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。	①運動・スポーツの日常化の推進 ②スポーツ競技力向上とジュニアスポーツの推進
	(2) スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適正な管理運営を行うとともに、指定管理者制度などの民間活力を生かした施設の運営を図ります。	①社会体育施設の整備と民間活力の導入 ②地域資源を生かしたスポーツツーリズムの推進

## 第4章 第2期計画の主要施策

### 1 「子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。」

基本的方向性

- (1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の実現を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、これを支える教職員の資質向上に努めます。
- (2) 安全安心な学校施設とともに、時代に即した情報教育環境の整備に努めます。
- (3) 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人一人の豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。

現在、学校で学ぶ子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や人工知能（AI）をはじめ絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。

また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されます。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く家庭や地域社会など環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、学校の努力だけにその実現を委ねることはますます困難になっています。

こうした状況を踏まえ、新しい時代にふさわしい学習指導要領として、平成29年に小・中学校学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年4月から、中学校では令和3年4月から全面実施となりました。

学習指導要領は、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

本市の学校教育においても、学習指導要領の趣旨を実現するために、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、

必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメントの充実が求められています。

さらには、学校と地域社会が目標を共有し連携・協働するためのコミュニティ・スクールの推進、安心・安全・快適に学べる施設設備やICTをはじめとする時代の要請に対応した教育環境の整備、経済的に就学に困難のある家庭への支援など、子どもたちの学びを支える様々な環境を整える必要があります。

他方、学校を取り巻く様々な問題が顕在化しています。

これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革は急務です。

教員のこれまでの働き方を見直し、授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教員の人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにする働き方改革の目的を保護者や地域と共有し協働して推進する必要があります。


また、全国的に急増する不登校の問題は、本県や本市においても同様の課題です。対応においては、子どもの将来を見据え、不登校を予防するための学校の早期段階での取組を充実させるとともに、家庭事情や健康状態等様々な要因からやむを得ず登校できずにいる児童生徒への支援施策の充実と両面から進めていく必要があります。

さらに、子どもの心身に重大な影響を及ぼすいじめの問題については、近年、SNS等により潜在化・陰湿化・複雑化する傾向にあります。学校においては、保護者・地域・関係機関との連携により多角的な視点から早期発見・早期解決に努める必要があります。

以上のように、学校・保護者・地域の連携により、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を実現し、安全安心な学校施設の整備や時代に即した情報教育環境の整備に努め、地域全体で子ども一人一人の豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくりに努力することで、これからの世の中を担う子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。

主要施策の説明資料

<p>主要施策（１）－ ①</p>	<p><b>確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む 教育活動の充実</b></p>																																													
<p>現 状</p>	<p>学力向上プラン作成や指定研究事業により、学力は全体として向上傾向にあります。しかしながら、中学校外国語科においては依然課題です。 心の教育については、道徳教育研究指定や教育週間の実施により、道徳教育の充実が図られました。 健やかな体については、全小・中学校におけるフッ化物洗口実施や食育指導、薬物乱用防止教室の実施等に取り組んでいます。</p>																																													
<p>今 後 の 方 向</p>	<p>令和２・３年度から改訂小・中学校学習指導要領が全面実施となり、指導要領の趣旨を実現するための教育活動の改善を中心として、知・徳・体の調和のとれた教育活動を展開するカリキュラムマネジメントが求められています。併せて、本市の学力の課題である外国語教育については、重点的に取り組む必要があります。</p>																																													
<p>今 後 の 主 な 取 組</p>	<p><b>【カリキュラムマネジメントの推進（精選と充実）】</b> 学校訪問等による教育課程の点検・指導を中心に、知・徳・体の調和のとれた各学校のカリキュラムマネジメントを適切に指導監督します。 また、学力面については、これまでに成果を上げてきた小・中学校指定研究事業及び学力調査の実施・検証に加えて、ICT活用を推進します。 心の教育については、学校行事の見直し、雲仙っ子の心を見つめる教育週間を推進します。 健やかな体については、全小・中学校におけるフッ化物洗口及び栄養教諭による食育指導を実施します。</p> <p><b>【外国語教育の推進】</b> 外国語学力の向上をめざし、英検受験の推奨、英語暗唱大会等の開催、小学校における外国語専科教員による指導の推進に取り組みます。</p>																																													
<p>資 料 等</p>	<p><b>【学力調査結果】</b> 長崎県学力調査（小５・中２）県平均正答率との差</p> <table border="1" data-bbox="379 1393 1264 1729"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31(R1)</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>国語</td> <td>4.2</td> <td>7.2</td> <td>4.6</td> <td>5.1</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>算数</td> <td>2.4</td> <td>5.5</td> <td>3.4</td> <td>6.7</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.7</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td>国語</td> <td>-1.4</td> <td>0.0</td> <td>-0.4</td> <td>-0.9</td> <td>-0.1</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>-1.9</td> <td>-2.7</td> <td>-0.8</td> <td>0.7</td> <td>-2.0</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>-2.7</td> <td>-3.8</td> <td>-3.9</td> <td></td> <td>-4.6</td> </tr> </tbody> </table>			H28	H29	H30	H31(R1)	R2	小学校	国語	4.2	7.2	4.6	5.1	1.1	算数	2.4	5.5	3.4	6.7	2.7	理科				0.7	1.8	中学校	国語	-1.4	0.0	-0.4	-0.9	-0.1	数学	-1.9	-2.7	-0.8	0.7	-2.0	英語	-2.7	-3.8	-3.9		-4.6
		H28	H29	H30	H31(R1)	R2																																								
小学校	国語	4.2	7.2	4.6	5.1	1.1																																								
	算数	2.4	5.5	3.4	6.7	2.7																																								
	理科				0.7	1.8																																								
中学校	国語	-1.4	0.0	-0.4	-0.9	-0.1																																								
	数学	-1.9	-2.7	-0.8	0.7	-2.0																																								
	英語	-2.7	-3.8	-3.9		-4.6																																								
<p>主 な 達 成 目 標</p>	<p>・各校の知・徳・体の調和のとれたカリキュラムマネジメントを充実させることにより、教育効果を高めます。</p> <p>■<b>県学力調査</b> 小学校（R2）県比1.1～2.7→（R7）県平均以上を維持 中学校（R2）県比 -4.6 ～ -0.1→（R7）県平均</p> <p>■<b>学校運営調査</b>（小学校英語）肯定的回答（R2）65.9%→（R7）80%</p> <p>■<b>4年生以上でタブレットを用いた在宅学習ができる児童生徒の割合</b>（R2）0%→（R7）95%</p>																																													

主要施策 (1) - ② (3) - ①	<b>コミュニティスクール導入による教育活動 充実</b>
現 状	<p>平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定を受け、本市では、より一層の地域連携を進めるため、令和2年度から南串第一小学校を雲仙市で最初のコミュニティスクールに指定しました。</p>
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性	<p>令和2・3年度から全面実施となる改訂学習指導要領は、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、地域とともにある学校運営を求めています。また、不登校・いじめなどの対応や適正な部活動運営には学校外の様々な人々との連携が重要であり、その連携の核となる学校運営協議会を有するコミュニティスクールの推進を図りたいと考えます。</p>
今 後 の 主 な 取 組	<p><b>【コミュニティスクール導入推進】</b>          学校運営協議会設置に至る経緯を具体的に示すなど、学校や保護者・地域・各種団体の無理のない計画によるコミュニティスクール導入を推進します。</p> <p><b>【学校運営協議会の充実】</b>          地域に開かれた教育課程のためのカリキュラムマネジメント、いじめ防止等地域連携による児童生徒支援、部活動振興会との連携等、学校教育の改善に向けた協議のあり方を指導します。</p>
資 料 等	<p><b>【コミュニティスクールについて】</b></p> <p>※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。</p>  <p>文部科学省「コミュニティ・スクールパンフレット」より</p>
主 な 達 成 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティスクールの連携の核となる学校運営協議会の各校設置を推進します。</li> <li>■学校運営協議会設置校数 (R2) 1校 → (R7) 6校</li> </ul>

主要施策（１）－ ③		教職員研修充実と働き方改革推進																													
現状	<p>教職員の研修については、学校における校内研修や国・県・市・各種教育関係団体の主催研修、初任者や中堅教員を対象とした法定研修等、様々な形態で実施しています。</p> <p>教職員の働き方改革に関しては、市内小・中学校教職員の時間外勤務が一部文部科学省指針の上限を超えている状況です。</p> <p>教育委員会では、平成31年度から統合型校務支援システムC4t hを導入し、効率化に向けた学校業務改革に取り組んでいます。</p>																														
今後の方向性 課題	<p>小・中学校学習指導要領の改訂に伴い、その趣旨を実現する授業改善を目的とした研修やICT機器を活用した指導法の研修が必要です。また、SNS等児童生徒を取り巻く社会環境の変化に伴う生徒指導研修、働き方改革に伴う職務能力向上や業務効率化のための研修など、様々な新しい課題に対応するための研修が求められています。</p> <p>一方で、教職員の働き方改革については、令和2年の法改正において教育職員の業務量の適正な管理等に関する指針が定められたことに伴い、研修を含め業務の精選と効率化を図る必要があります。</p>																														
今後の主な取組	<p><b>【教職員研修の充実】</b>            県教委と連携し、管理職や主任研修（教員資質向上指標に基づく研修）を充実させるとともに、オンライン研修を推進します。</p> <p><b>【働き方改革の推進】</b>            教職員出退勤時刻の客観的管理や教職員との意見交換に基づきC4t h活用ルールを明確化し、業務の効率化を促進します。</p> <p>また、長時間勤務の原因となる中学校部活動のあり方についても、国の動向を注視しながら、学校運営協議会との連携等できる部分から着手します。</p>																														
資料等	<p><b>【市内小・中学校教職員の時間外勤務状況（R1年度）】</b> （年間のべ人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月45時間超</th> <th>月80時間超</th> <th>月100時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>387</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>565</td> <td>97</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>主な超過理由</td> <td>校務分掌、学習指導、生徒指導、授業準備、部活動</td> <td>校務分掌、部活動、授業準備</td> <td>部活動</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【時間外勤務状況の推移】</b> （45時間超過者の月平均人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31（R1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>42.3</td> <td>45.2</td> <td>32.6</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>67.6</td> <td>61.3</td> <td>56.8</td> </tr> </tbody> </table>				月45時間超	月80時間超	月100時間超	小学校	387	4	0	中学校	565	97	20	主な超過理由	校務分掌、学習指導、生徒指導、授業準備、部活動	校務分掌、部活動、授業準備	部活動		H29	H30	H31（R1）	小学校	42.3	45.2	32.6	中学校	67.6	61.3	56.8
	月45時間超	月80時間超	月100時間超																												
小学校	387	4	0																												
中学校	565	97	20																												
主な超過理由	校務分掌、学習指導、生徒指導、授業準備、部活動	校務分掌、部活動、授業準備	部活動																												
	H29	H30	H31（R1）																												
小学校	42.3	45.2	32.6																												
中学校	67.6	61.3	56.8																												
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の統合型校務支援システムC4t h活用能力を高め、時間外勤務を縮減します。</li> </ul> <p><b>■教職員の時間外勤務月平均45時間超え勤務者数</b>  <b>（R1）小学校32.6人・中学校56.8人→（R7）小・中学校0人</b></p>																														

主要施策（２）－ ①		安全安心で快適な学習環境づくり																																															
現状	<p>学校施設は児童生徒の学習・生活の場として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たしています。</p> <p>しかし本市の学校施設は昭和４０年～５０年代に集中して建設されていることから老朽化が進み、改修箇所が年々増大傾向にあります。</p> <p>また、快適な学習環境づくりのため、トイレの洋式化に取り組んでいるものの、現状は３割程度にとどまっています。</p>																																																
今後の課題・方向性	<p>老朽化が進む学校施設の長寿命化を図るため平成３１年３月に策定した「雲仙市学校施設長寿命化計画」をもとに、年次的に大規模改修を行う必要があります。また、非構造部材（校舎や体育館の外壁等）の耐震化についても引き続き取り組んで行く必要があります。</p> <p>併せて施設の適切な維持管理のほか、トイレの洋式化の推進など快適な学習環境のための施設整備を行う必要があります。</p>																																																
今後の主な取組	<p><b>【学校施設の長寿命化】</b>  学校施設の大規模改修や適切な維持・管理・営繕を推進するほか、外壁などの非構造部材の耐震化を進め、安全安心な教育環境を整備します。</p> <p><b>【快適な学習環境づくり】</b>  快適な学習環境づくりのため、洋式化をはじめとするトイレの改修、窓の転落防止手すりの設置などの安全対策を進めます。</p>																																																
資料等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>【市内小中学校の建築年次】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築年次</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> <tr> <th>校舎</th> <th>校舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年以前</td> <td>0 校</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td>昭和 40 年～45 年</td> <td>4 校</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td>昭和 46 年～50 年</td> <td>6 校</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年～55 年</td> <td>4 校</td> <td>3 校</td> </tr> <tr> <td>昭和 56 年～60 年</td> <td>2 校</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td>昭和 60 年以降</td> <td>1 校</td> <td>0 校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17 校</td> <td>7 校</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>【トイレの洋式化率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>37.8%</td> <td>34.1%</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>15.1%</td> <td>39.3%</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32.9%</td> <td>35.3%</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>547</td> <td>252</td> <td>799</td> </tr> </tbody> </table> <p>R2.4.1 現在</p> </div> </div>			建築年次	小学校	中学校	校舎	校舎	昭和 39 年以前	0 校	1 校	昭和 40 年～45 年	4 校	1 校	昭和 46 年～50 年	6 校	1 校	昭和 51 年～55 年	4 校	3 校	昭和 56 年～60 年	2 校	1 校	昭和 60 年以降	1 校	0 校	計	17 校	7 校		小学校	中学校	合計	校舎	37.8%	34.1%	36.6%	体育館	15.1%	39.3%	23.5%	合計	32.9%	35.3%	33.7%	便器数	547	252	799
建築年次	小学校	中学校																																															
	校舎	校舎																																															
昭和 39 年以前	0 校	1 校																																															
昭和 40 年～45 年	4 校	1 校																																															
昭和 46 年～50 年	6 校	1 校																																															
昭和 51 年～55 年	4 校	3 校																																															
昭和 56 年～60 年	2 校	1 校																																															
昭和 60 年以降	1 校	0 校																																															
計	17 校	7 校																																															
	小学校	中学校	合計																																														
校舎	37.8%	34.1%	36.6%																																														
体育館	15.1%	39.3%	23.5%																																														
合計	32.9%	35.3%	33.7%																																														
便器数	547	252	799																																														
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修に努めます。</li> <li>・快適な学習環境づくりのため、トイレの洋式化を進めます。</li> </ul> <p><b>■学校のトイレ洋式化率（R2）33.7%→（R7）42.0%</b></p>																																																

主要施策（２）－ ② 時代に即した情報教育環境の整備																
現状	<p>学校のICT環境整備のため、パソコン室の児童生徒用パソコン及び校務用パソコンの更新、電子黒板等情報機器やデジタル教科書の導入を進めて来ました。また、更なる学校のICT環境の改善を図るため、国のGIGAスクール構想実現のための取り組みをスタートしました。</p>															
今後の課題・方向性	<p>国が推進するGIGAスクール構想実現のため、令和２年度、児童生徒への１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を一体的に進めています。しかし、それらを活用した遠隔授業を行うためには、通信環境が整わない児童生徒の家庭への対応が必要となります。そして、今後は教育ソフトの充実についても検討する必要があります。</p> <p>また、タブレットパソコンだけでなく既存の電子黒板やデジタル教科書を活用した授業をさらに積極的に進めるための校内及び校外の研修が必要と考えています。</p>															
今後の主な取り組み	<p><b>【GIGA スクール構想実現のための取り組み】</b> 時代に即した情報教育機器の計画的な更新、整備に合わせ、教育ソフトの充実についても取り組みます。</p> <p>また、遠隔授業がスムーズに行える環境づくりに取り組みます。</p> <p><b>【ICT教育の充実】</b> 電子黒板やデジタル教科書を活用した授業に積極的に取り組むほか、学校のICT教育の充実を図るため、教職員の研修を行います。</p>															
資料等	<p><b>【市内小・中学校のICT 機器整備状況】 R2.3.31 現在</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子黒板</td> <td>133台</td> <td>48台</td> </tr> <tr> <td>デジタル教科書</td> <td>国語・算数・理科・社会</td> <td>国語、数学、英語、理科、地理、歴史、公民</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>R2 購入分</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習者用コンピュータ（タブレット端末）</td> <td>2,312台</td> <td>1,100台</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	電子黒板	133台	48台	デジタル教科書	国語・算数・理科・社会	国語、数学、英語、理科、地理、歴史、公民		小学校	中学校	学習者用コンピュータ（タブレット端末）	2,312台	1,100台
	小学校	中学校														
電子黒板	133台	48台														
デジタル教科書	国語・算数・理科・社会	国語、数学、英語、理科、地理、歴史、公民														
	小学校	中学校														
学習者用コンピュータ（タブレット端末）	2,312台	1,100台														
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器及びデジタル教材の計画的な更新及び充実と合わせ、通信環境の整備を行います。</li> <li>・すべての教職員がICT機器を活用した授業に積極的に取り組めるよう研修を進め、ICT機器を用いた授業の円滑な実施を推進します。</li> <li>■授業中にICTを活用し指導できる教職員の割合（R1）75.3%→（R7）95%</li> <li>・児童生徒の情報活用能力を向上させる授業に取り組みます。</li> <li>■インターネットを使って情報を利用することができる児童・生徒の割合「学校運営調査」小学5年生～中学3年生（R1）69.5%→（R7）90%</li> </ul>															

主要施策（3）－ ②		教育相談、不登校児童生徒支援充実																																									
現状	<p>不登校の予防については、担任を中心に保護者と連携しながら面談や電話連絡等により早期からの支援を行っています。また、中学校スクールサポーターやスクールカウンセラーによる教育相談を行い、不登校に繋がる悩みの解消等を図っています。</p> <p>しかしながら、不登校に対する社会の認識の変化もあり、市全体の不登校者数は増加傾向にあります。（令和元年度は、28人）</p> <p>不登校児童生徒に対しては、児童生徒サポートセンターの訪問指導員がスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、一人一人の状況に応じた支援に当たっています。</p>																																										
今後の課題・方向性	<p>不登校を予防するための学校の早期段階での取組を充実させるとともに、家庭事情や健康状態等様々な要因からやむを得ず登校できずにいる児童生徒への支援施策の充実と両面から進めていく必要があります。</p> <p>また、これらの取組を進めるに当たっては、学校だけでなく、保護者・地域・関係事業所等との連携のケース会議・ケア会議を積極的に行うことも重要です。</p>																																										
今後の主な取組	<p><b>【不登校予防の取組】</b></p> <p>不登校の発生や長期化を予防するため、不登校傾向を早期に把握するスクリーニングの導入、不登校傾向児童生徒への対応を適切に行うためのスタンダードの整備、小・中連絡会の通年化等に取り組みます。</p> <p><b>【不登校児童生徒への支援】</b></p> <p>不登校児童生徒一人一人の状況に応じて支援を行うサポートセンター事業の充実や関係機関との連携、在宅学習環境の整備等に取り組みます。</p>																																										
資料等	<p><b>【市内小・中学校不登校児童生徒数の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>(県)</th> <th>中学校</th> <th>(県)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>2人 (0.1%)</td> <td>0.5%</td> <td>21人(1.7%)</td> <td>3.5%</td> <td>23人 (0.8%)</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>1人 (0.04%)</td> <td>0.5%</td> <td>28人(2.5%)</td> <td>3.0%</td> <td>29人 (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>5人 (0.2%)</td> <td>0.6%</td> <td>24人(2.2%)</td> <td>3.3%</td> <td>29人 (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>R1年度</td> <td>4人 (0.2%)</td> <td>-</td> <td>24人(2.3%)</td> <td>-</td> <td>28人 (0.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【児童生徒サポートセンター訪問指導員による支援（R1年度）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応児童生徒数</th> <th>学校訪問</th> <th>家庭訪問</th> <th>個別指導</th> <th>ケース会議・ケア会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18人</td> <td>80回</td> <td>113回</td> <td>271回</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table>				小学校	(県)	中学校	(県)	計	H28年度	2人 (0.1%)	0.5%	21人(1.7%)	3.5%	23人 (0.8%)	H29年度	1人 (0.04%)	0.5%	28人(2.5%)	3.0%	29人 (0.9%)	H30年度	5人 (0.2%)	0.6%	24人(2.2%)	3.3%	29人 (0.9%)	R1年度	4人 (0.2%)	-	24人(2.3%)	-	28人 (0.9%)	対応児童生徒数	学校訪問	家庭訪問	個別指導	ケース会議・ケア会議	18人	80回	113回	271回	15回
	小学校	(県)	中学校	(県)	計																																						
H28年度	2人 (0.1%)	0.5%	21人(1.7%)	3.5%	23人 (0.8%)																																						
H29年度	1人 (0.04%)	0.5%	28人(2.5%)	3.0%	29人 (0.9%)																																						
H30年度	5人 (0.2%)	0.6%	24人(2.2%)	3.3%	29人 (0.9%)																																						
R1年度	4人 (0.2%)	-	24人(2.3%)	-	28人 (0.9%)																																						
対応児童生徒数	学校訪問	家庭訪問	個別指導	ケース会議・ケア会議																																							
18人	80回	113回	271回	15回																																							
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、学校復帰や将来の社会適応に向けた漏れのない支援を行います。</li> <li>■支援を要する不登校児童生徒への訪問指導等（R1）100%→（R7）100%を維持</li> <li>■訪問指導員が関わるケース会議・ケア会議（R1）15回→（R7）20回</li> </ul>																																										

主要施策（3）－ ③ いじめ対策の充実																			
現状	<p>「いじめゼロ」から「いじめ見逃しゼロ」へ、平成25年度の法改正後、いじめの定義や対応方針が見直され、積極的認知を推進したことにより、件数は平成28年度以降大きく増加しています。いじめはどの学校でも起こり得るという認識のもと、早期発見・早期対応に取り組んでいます。</p>																		
今後の課題・方向性	<p>いじめ認知件数は、学校種や学校によりばらつきが見られます。いじめの定義のさらなる浸透及び教職員だけでなく多様な視点からの早期発見をさらに進めていく必要があります。</p> <p>また、早期解決を目指しながらも、確実な解決のためにはその後の十分な観察期間を設ける意識を強化します。</p>																		
今後の主な取組	<p><b>【いじめ早期発見と確実な対応】</b></p> <p>いじめの早期発見・早期対応を行うため、アンケート等による早期発見体制強化、保護者・地域・関係機関との連携による各校いじめ防止委員会の充実、スクールサポーターの配置による相談機能の充実を図ります。</p>																		
資料等	<p><b>【いじめ認知件数（問題行動調査より）】</b> (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>20</td> <td>193</td> <td>309</td> <td>353</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>13</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【いじめの定義】</b></p> <p>「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの</p>		H27	H28	H29	H30	R1	小学校	20	193	309	353	327	中学校	13	37	40	43	25
	H27	H28	H29	H30	R1														
小学校	20	193	309	353	327														
中学校	13	37	40	43	25														
主な達成目標	<p>・いじめの早期発見・早期対応により、いじめの深刻化を防ぎます。</p> <p>■いじめ認知から3か月後の解消率（R1）100% → （R7）100%を維持</p>																		

主要施策（3）－ ④ 各種就学援助事業の実施																							
現 状	<p>児童生徒の就学を支えるため、各種就学援助事業を行っています。</p> <p>令和2年度からは遠距離通学費補助事業の拡充を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童生徒就学援助事業・・・4件（R1）</li> <li>・準要保護児童生徒就学援助事業・・・440件（R1）</li> <li>・特別支援教育就学援助事業・・・56件（R1）</li> <li>・遠距離通学費補助事業・・・統廃合91名、遠距離79名（R2）</li> </ul>																						
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性	<p>国庫補助の対象とならない準要保護児童生徒就学援助事業をはじめ、これらの支援は、市の大きな財政負担を要する事業ではありますが、児童生徒が安心して学ぶことができるよう、今後もこれまで同様、事業の継続が必要であると考えています。</p>																						
今 後 の 主 な 取 組	<p><b>【各種援助事業の周知と早期支給】</b></p> <p>経済的に困窮している家庭に確実かつ迅速に支援するために、広報や申請処理において学校や各総合支所、学校給食センター等と適切に連携するとともに、就学時健康診断や小・中学校入学説明会等の機会を利用して事業の周知に努めます。</p> <p>また、児童生徒一人1台タブレットパソコンを活用した在宅学習に備え、就学援助事業による通信料等の支援方法を検討します。</p>																						
資 料 等	<p><b>【準要保護児童生徒就学援助事業の概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給項目</th> <th>支給対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新入学用品費</td> <td>新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>②学用品費</td> <td>学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>③通学用品費</td> <td>通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>④通学費</td> <td>児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑤校外活動費（宿泊なし）</td> <td>児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑥校外活動費（宿泊あり）</td> <td>児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑦修学旅行費</td> <td>修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）</td> </tr> <tr> <td>⑧体育実技用具費</td> <td>体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑨学校給食費</td> <td>学校給食費で、保護者が負担する経費</td> </tr> <tr> <td>⑩医療費</td> <td>伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費</td> </tr> </tbody> </table>	支給項目	支給対象経費	①新入学用品費	新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部	②学用品費	学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部	③通学用品費	通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部	④通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部	⑤校外活動費（宿泊なし）	児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部	⑥校外活動費（宿泊あり）	児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部	⑦修学旅行費	修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）	⑧体育実技用具費	体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部	⑨学校給食費	学校給食費で、保護者が負担する経費	⑩医療費	伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費
支給項目	支給対象経費																						
①新入学用品費	新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部																						
②学用品費	学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部																						
③通学用品費	通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部																						
④通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部																						
⑤校外活動費（宿泊なし）	児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部																						
⑥校外活動費（宿泊あり）	児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部																						
⑦修学旅行費	修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）																						
⑧体育実技用具費	体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部																						
⑨学校給食費	学校給食費で、保護者が負担する経費																						
⑩医療費	伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある次の疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費																						
主 な 達 成 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に関する周知に努め、相談に親身に対応するとともに、保護者の困窮状況に早期に対応できるよう、申請から支給までの事務処理期間を短縮します。</li> <li>■随時申請にかかる申請受付から認定までの期間（R1）2週間→（R7）10日間</li> </ul>																						

## 2 「生涯にわたって、学べる環境づくりを推進します。」

基本的方向性

- (1) 市民の生涯学習環境整備に向けて、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。
- (2) 地域を支える人づくりを目指して、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。
- (3) 社会教育施設の適切な維持管理を行い、生涯を通じた市民の学びの場の充実を図ります。

これからの雲仙市の未来を担う青少年の健全育成を進めるためには、「地域の子どもは、地域で育てる」という地域社会全体で子どもたちを見守り育てる地域力や家庭の中で子どもをしつけ育てる家庭教育力を向上させることが必要です。

核家族化が進み、子どもがいない世帯が増える中、地域における世代間の交流はますます減少し、地域コミュニティの持つ力が少しずつ弱まってきている今日、人口減少による地域人材の確保が困難となる中、地域で子どもたちの健全育成に関わる団体の情報共有、実行力のある組織づくりが求められます。青少年の健全育成活動を行う「市青少年健全育成協議会」、子どもたちの豊かな体験活動を支える「市子ども会育成連絡協議会」を統合し、「市青少年・子ども育成会議」を設立し、それぞれの団体で行う各種活動を連携し、子どもたちに関わる活動を地域全体で支える地域づくりを推進します。

「雲仙市家庭教育7か条」を市民へ広く周知啓発活動を行うとともに、大人たちのあり方を見直しみんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」や、家庭における団欒や家族の有り方を考える「家庭の日」の実践を推進し、子どもたちの健全育成に努めます。

また、少子高齢化や生活の個別化が進む中、市民一人一人が自分らしさを求めるとともに、自らの学びをまちづくりに参画する喜びを感じることを生涯学習の目的とされ、そのためには生涯学習の環境を整えるとともに、市民が生涯にわたって学びたいと思う、市民自らの知的好奇心を刺激するプログラムを展開し、学びの実践の場を提供する各種の講座や教室を開催することが必要です。

これまで、各公立公民館等では、アンケートを活用し市民のニーズを取り入れながら、市民の学びのきっかけとなる各種の趣味教養を深める講座や、子ども向けの夏休

みの作品づくり教室、レクリエーション講座、高齢者向けの体操教室や生きがいくつかり講座など、各種の生涯学習のプログラムを展開してきましたが、それに加え、これまで講座に参加する機会が少なかった乳幼児保護者や中高生や成人男性を対象とした講座を実施し、講座の実施方法について、これまでの対面型のほか、オンラインや動画配信により、様々な生活スタイルに合わせた学びの機会提供を行います。

平日放課後や、土曜日においては、地域の文化活動等にて活躍する市民の協力により「地域子ども教室」を開催し、子どもたちの居場所づくりや体験活動の機会提供に努めています。

雲仙市図書館・各図書室では、図書ボランティアと連携した「おはなしの会」などによる読み聞かせや、赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しい時間を分かち合うことを応援する「赤ちゃんとのはじめての絵本応援事業」を実施し、発達段階に応じた読書活動の楽しみに親しむ環境や機会を提供しています。

また、図書ボランティア団体の代表者で構成された会議に出席し、図書ボランティア団体と連携を深めるとともに、図書ボランティアを対象とした講座を開催することにより、図書ボランティアの資質の向上を図り読書活動の一層の推進に努めています。

さらに、図書館利用者増や蔵書貸出冊数の増を図るため、図書館と併設したホールでのコンサート実施や、市内小学校や各福祉施設を移動図書館車で巡回を行っています。

これからも、自ら学びたいという意欲を刺激し、多くの市民が学びの喜びを感じて、自主グループ化へと発展するような多様な学びの動機づけとなるプログラムを工夫し展開していきます。

主要施策（１）－ ① <b>多様な生涯学習プログラムの実施</b>	
現 状	各公立公民館では、地域のニーズを取り入れながら、市民の学びのきっかけとなる市民講座、子ども向け講座、高齢者向け講座など多様な生涯学習のプログラムを展開しています。
今 後 の 方 向 性 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の自治力を高め、持続可能な地域コミュニティを形成するために、住民活動のきっかけとなるような地域課題解決型の講座企画等が求められます。</li> <li>・講座・教室参加者の自主活動グループ化など、学びの習慣化に向けた一層の推進と創意工夫が求められます。</li> <li>・地域のつながりが希薄化していく中で、子どもたちや、若い世代、子育て世代にも地域コミュニティの核となる公民館に集う機会を提供する必要があります。</li> </ul>
主 な 取 組 今 後 の	<p><b>【生涯学習環境の整備】</b> 地域が抱える課題にアプローチする地域課題解決型の公民館講座の企画を進め、WEBによる受講申込受付を導入し、多様な生活スタイルに合わせた学習環境の整備に努めます</p> <p><b>【自主活動グループ化への推進】</b> 自主活動グループの活動状況を調査・把握し、育成・推進を図り、対象者を絞り込んだ講座・教室を計画し、参加者に対し生涯学習の喜びや楽しみを体験してもらうことで、自主的な活動へと導きます。</p> <p><b>【地域子ども教室の開催】</b> 子どもたちの可能性を伸ばし、居場所づくりの場として、「地域子ども教室」や長期休業中の子ども向け講座を展開します。また、若い世代や子育て世代にも魅力ある講座の企画を促進します。</p>
資 料 等	<p><b>【市民講座 UNZEN】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・教養講座</li> <li>・韓国語講座</li> <li>・男性料理教室</li> <li>・ベビーマッサージ教室</li> <li>・ジオパーク学習講座</li> <li>・郷土歴史講座</li> <li>・郷土料理講座</li> </ul> <p><b>【子ども講座】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みや冬休み等のこども教室</li> <li>・体験活動、親子教室</li> </ul> <p><b>【地域子ども教室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・囲碁、将棋</li> <li>・茶道、華道</li> <li>・書道、絵画</li> <li>・民踊、ダンス、音楽、調理他</li> </ul> <p><b>【高齢者教室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味、生きがいづくり</li> <li>・認知症予防講座</li> <li>・健康づくり講座</li> <li>・相続、遺言等教養講座</li> <li>・かんたんスマホ教室</li> <li>・交通安全教室</li> </ul>
主 な 達 成 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題や市民ニーズに即した様々な講座を企画します。</li> <li>■参加者数（R1）4,051人→（R7）4,500人</li> <li>■講座満足度アンケート（R1）77%→（R7）90%</li> </ul>

主要施策（１）－ ② **市民のニーズに応じた図書館・図書室運営の充実**

**現状**  
 雲仙市図書館・各図書室では、図書ボランティアを活用した読み聞かせの取り組みや、乳児期から本とふれあい親しむ事業を展開しています。  
 また、図書館と併設したホールでのイベントや、移動図書館車で各小学校や福祉施設を巡回し、多くの市民に本とふれあう機会を作っています。

**今後の課題・方向性**  
 ・多くの市民がより多くの本と出合うためには、市民と本がふれあうきっかけをつくる新たな取り組み、市民の誰もが生きがいをいづくりに取り組める環境づくり、たくさんの本とふれる読書空間づくりを目指し、更なる取り組みが求められています。  
 ・子どものころから読書に親しむ習慣を身に付けるために、図書館・図書室と学校・地域・ボランティア・家庭が連携し、発達段階に応じた読書活動の楽しみに親しむ環境や機会を提供することが求められます。

**今後の主な取組**  
**【図書館利用者の増進】**  
 雲仙市図書館と図書室の連携強化を進め、さらに「家読（うちどく）」の推進や移動図書館車の有効な活用を研究し、市民の誰もが本とふれあうことができる機会を提供します。  
 地域の特色を生かし、ボランティアとともに時節に応じた展示や企画に取り組むなど、市民に身近な図書館運営を進めます。  
 オンライン蔵書目録検索システムの利用を推進するために、図書館まつり等のイベントでミニ講座を開くなど周知を図ります。  
 雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、ロビーコンサート等のイベントを開催します。

**資料等**

		図書館	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山	移動図書	合計
令和元年度	貸出数	81,509	8,314	14,986	24,015	11,663	21,768	11,556	37,681	211,492
	利用者数	13,311	2,416	4,084	5,748	3,630	6,677	2,552	5,176	43,594
平成30年度	貸出数	86,904	8,086	15,407	18,340	14,586	25,188	12,705	40,426	221,642
	利用者数	14,424	2,290	4,207	4,561	4,584	7,119	2,917	5,561	45,663



図書館で説明を受ける図書館協議会委員





愛野図書室

**主な達成目標**  
 ・図書館等の貸出利用サービス数の増加を図ります。  
**■ 1人当たり貸出冊数（R1） 4.8冊→（R7） 5.5冊**  
**■ 貸出冊数 （R1） 211,492冊→（R7） 220,000冊**

主要施策（１）－ ③ 各種文化団体の活動支援	
現状	<p>本市では、文化芸術活動の環境整備として、文化会館における自主文化事業を、市民ニーズ、ジャンル、収支などの事業全体のバランスを考え、雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、文化芸術に接する機会の拡充をすべく事業展開を行っています。</p> <p>また、市文化連盟や各町文化協会と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代の生きがいづくりとなる文化活動の振興を図り、地域社会の活性化へとつながるよう活動支援を行っています。</p>
今後の課題・方向性	<p>文化芸術活動の個別化、多様化により市文化連盟などの文化団体の会員数が減少し、組織力の低下が見られます。市民相互の文化芸術活動の交流と活性化を図るため、市文化連盟と各町文化協会の連携を図った活動基盤づくりに努めます。</p>
今後の主な取組	<p><b>【文化活動の支援】</b> 市文化連盟や各町文化協会、各種文化芸術コンクールに出場する市民の育成・活動支援を行い活動基盤づくりに努めます。</p> <p><b>【芸術文化活動の推進】</b> 雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、市民のニーズ把握に努め、地域に求められる文化芸術イベントの開催を通して、市内芸術文化人口の増加に努めます。</p> <p><b>【芸術文化事業の発信】</b> より高い事業効果が見込める文化公演を実現できるように、NHK公開収録や宝くじ文化公演、コミュニティ助成など、各種助成事業を積極的に活用し、魅力的な芸術文化事業の発信に努めます。</p>
資料等	<p><b>【主な文化事業実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各町文化祭</li> <li>・市内文化会館自主事業</li> </ul> <p><b>【芸術文化大会出場支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化大会出場激励費</li> </ul> <div data-bbox="932 1467 1382 1803" data-label="Image"> </div> <p>愛の夢未来センター開館記念公演</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲仙市文化連盟を構成する各町文化協会及び雲仙市文化会館自主文化事業振興会を支援し、市民主体の文化活動の振興を図ります。</li> </ul> <p>■市内文化事業開催数（R1） 15回 → （R7） 16回 ■市内文化事業参加者数（R1） 4,612人 → （R7） 5,000人</p>

主要施策（２）－ ①	<b>地域に根差した青少年の健全育成の推進</b>
現状	<p>雲仙市青少年・子ども育成会議と連携を図りながら「少年の主張大会」や、子どもたちが体験を学ぶ「いきいき交流大会」の開催、「ココロねっこ運動」の推進、「家庭の日」、「雲仙市家庭教育7か条」の周知に努めています。</p> <p>IT機器の普及で、有害な情報が保護者の知らない間に青少年へ広がっている現状を受け、青少年や保護者向けのメディア安全指導講演会を開催し、こころの教育・命の教育に努めています。</p>
今後の課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弱くなった地域コミュニティの再構築や個々の新たなコミュニティの創出を進め、「地域の子どもは地域で育てる」機運を高め、地域・家庭の教育力を高めることが求められています。</li> <li>・青少年・子ども育成会議と連携し、「ココロねっこ運動」の推進や「家庭の日」、「雲仙市家庭教育7か条」の周知に努めていますが、事業や活動の方法・あり方等を見直し、市民をあげての活動が望まれます。</li> <li>・青少年の健全育成に向け、白ポストの活用や書店指導等の有害図書対策をはじめ、市民全体に向けたメディア安全指導の取り組みが望まれます。</li> </ul>
主な取組 今後の	<p><b>【子どもたちの健全育成の推進】</b>  地域における自治公民館活動の活発化を図り「地域の子どもは地域で育てる」機運を高め、市青少年・子ども育成会議を中心に、学校、自治会等の関係機関と連携し、地域の環境浄化と非行・事故の防止を推進します。  児童・生徒による「少年の主張大会」を開催し、子どもたちに自身の言葉で意見を発する機会を設け、市民へ青少年の健全育成活動の大切さを発信します。  スマートフォンやパソコンをはじめとしたメディアの危険性の啓発を進め、学校や社会体育の現場と連携し、「ココロねっこ運動」や「家庭の日」「雲仙市家庭教育7か条」の周知に努めます。</p> <p><b>【子育て環境の改善】</b>  市PTA連合会と家庭教育の課題についての意見交換、課題解決に向けた研修等を開催し、地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、子育てに関する環境の改善を図ります。</p>
資料等	<p><b>【雲仙市青少年健全育成協議会と連携した取組状況】</b>  ・少年の主張大会                      ・夜間パトロール</p> <p><b>【雲仙市子ども会育成連絡協議会と連携した取組状況】</b>  ・いきいき交流大会</p> <p><b>【メディア安全指導の取組状況】</b>  ・メディア安全指導講演会</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雲仙市家庭教育7か条」の認知度アップに努めます。</li> <li>■保護者認知度                      (R2) 58.4% → (R7) 80%</li> <li>・小中学校入学説明会等で、メディア安全指導の指導講習会を開催します。</li> <li>■メディア安全指導開催数 (R1) 26回                      → (R7) 30回</li> </ul>

主要施策（２）－ ②		一人一人が認めあう人権意識の啓発
現状	<p>私たちの周りには、周囲の人たちが気づかず、そして加害者も被害者自身も意識していないうちに、深刻化していくハラスメント（いじめ・嫌がらせ）があります。また、障害や性、身分、人種などに対する様々な偏見など、私たちの周りには多くの人権問題があります。</p> <p>本市では、市内小中学校における人権教育講演会や映画の上映会を開催し人権の啓発に努めています。</p>	
今後の課題・方向性	<p>多くのハラスメントでは、被害の状況がかなり深刻になるまで発見されず、改善に困難を要することが多く見られます。</p> <p>誰もが人権の尊さ重要さは認識していますが、それぞれの人権意識を高めることは容易ではありません。学校や地域・職場において、人権啓発・教育活動を継続的に展開し、いじめや差別のない社会の実現が望まれます。</p>	
今後の主な取組	<p><b>【人権意識の高揚・推進】</b> 各種大会やイベント等の際に、県で毎年新しく揃えている視聴覚教材を有効活用した上映会を開催することで、人権に関して考える機会を増やし、より多くの市民に対し人権意識の高揚・推進を図ります。</p> <p><b>【人権教育を推進】</b> 多くの人に関心を持てるよう、著名人が出演する人権に関する映画を選定・上映し、またテーマを絞った講演会を開催することにより、多くの市民に人権意識の周知を図り、人権教育を推進します。</p> <p><b>【人権問題の教育・啓発活動】</b> 雲仙市青少年・子ども育成会議と連携し、子どもたちへの人権啓発視聴覚教材の上映などを通して人権問題の教育・啓発活動に努めます。</p>	
資料等	<p><b>【人権啓発実施状況（令和元年度）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞宝太鼓「夢大使」人権講演会 実施学校：川床小学校、千々石中学校、愛野小学校、多比良小学校</li> <li>・公民館講座における人権教育講座の実施 受講者 27人</li> </ul>	 <p>瑞宝太鼓「夢大使」人権講演会</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人に関心を持てるような講演会の実施や人権映画の上映、人権啓発チラシの配布等を行い、人権について考える機会を設けます。</li> <li>■人権講演会開催学校数（R2まで）19校 → （R7）24校</li> <li>■人権教育講座受講者数（R1） 27人 → （R7）50人</li> </ul>	

主要施策（3）－ ①		学びの場としての社会教育施設の適正な管理運営															
現状	<p>公立公民館や文化会館などの社会教育施設は、生涯学習や芸術文化活動の拠点として、多くの市民が利用しています。これらの施設を快適に利用できるよう適切な維持管理や改修を行い、利用者の利便性の向上を図っています。</p>																
今後の課題・方向性	<p>社会教育施設は、7地区に公民館や複合施設、文化会館などがあり、中には昭和40年～50年代に建設されたものもあります。公共施設個別施設計画に基づき施設の改修や修繕を行うとともに、老朽化対策や設備更新などの改善を進めながら、長寿命化を図る必要があります。</p>																
今後の主な取組	<p><b>【社会教育施設の適正管理】</b> 老朽化した施設の改善や営繕を行い、快適な生涯学習活動が行える環境づくりに努めます。</p> <p>公共施設個別施設計画に基づき、計画的な改修等を行うとともに、適切な維持・管理を行い、安全・安心な環境づくりに努めます。</p> <p><b>【社会教育施設予約システムの導入】</b> 社会教育施設予約システムを導入し、市民の利便性の向上に努めます。</p> <p><b>【Wi-Fi環境の整備】</b> Wi-Fi環境を整え、オンラインや動画配信サービスにより、生活スタイルに合わせた学習の場を設けます。</p>																
資料等	<p><b>【主な社会教育施設】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>建築年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国見町文化会館</td> <td>H16</td> </tr> <tr> <td>瑞穂町公民館</td> <td>S52</td> </tr> <tr> <td>吾妻町ふるさと会館</td> <td>H5</td> </tr> <tr> <td>愛の夢未来センター</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>千々石町公民館</td> <td>S45</td> </tr> <tr> <td>ハマユリックスホール</td> <td>H9</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	建築年	国見町文化会館	H16	瑞穂町公民館	S52	吾妻町ふるさと会館	H5	愛の夢未来センター	R1	千々石町公民館	S45	ハマユリックスホール	H9	 <p>愛の夢未来センター</p>	
施設名	建築年																
国見町文化会館	H16																
瑞穂町公民館	S52																
吾妻町ふるさと会館	H5																
愛の夢未来センター	R1																
千々石町公民館	S45																
ハマユリックスホール	H9																
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設個別施設計画に基づき、計画的な改修等を行います。</li> <li>Wi-Fi環境を整備し、リモート学習の場を提供します。</li> </ul> <p>■Wi-Fi環境施設（R1）0施設 → （R7）7施設</p>																

### 3 「歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくりを推進します。」

#### 基本的方向性

- (1) 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。
- (2) 市民が優れた芸術・文化にふれる機会の充実に努めます。

雲仙市の豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そのことが市民の様々な文化活動へとつながっています。

平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。

しかし、「物質的豊かさ」から「心の豊かさ」へと言われはじめてから既に長い時間が経過していますが、その後も人々の多忙な暮らしぶりは、あまり変化していないように見受けられます。

そして、少子高齢社会の到来による人口の減少により社会に占める高齢者の割合が増えてきており、心豊かで生きがいに満ちた生活が送れるよう、文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりが必要です。

加えて、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

また、本市には、多種多様な文化財があります。



文化財とは、身近にある伝承・古文書、古墳や城跡、踊り、方言などふるさとの歴史と文化を伝える幅広いものです。


市民の郷土愛を育み、文化的で豊かな社会づくりを進めるためにも私たちは、これらの貴重な文化財を守り後世に伝えていく必要があります。










これまで、開発行為に伴う文化財の現状変更の指導や、雲仙市指定文化財の指定、重要文化財の保存修理、埋蔵文化財の調査など文化財の保護に取り組んできましたが、地域社会構造の変化による住民の文化財への関心の薄れや、文化財所有者の管理負担、開発事業に伴う文化財の消失など、文化財の継承が困難になっています。



文化財を未来へ保存し伝えていくためにも、市民の文化財を守る意識を醸成することが大切です。そのため、市民が文化財にふれ、その価値を再発見できる機会を得られるよう、文化財の活用を図っていきます。

今後、市民と行政が連携して地域文化の継承に取り組み、独自の歴史と文化を生かしたまちづくりを進めていくことが必要です。

主要施策（１）－ ① 郷土の歴史・文化の継承	
現状	<p>現在、市内に国・県・市あわせて67の指定（選定含む）文化財があります。さらなる文化財の把握と保護のため、今後も指定文化財の追加を進める必要があります。また、市内には多くの郷土芸能が残されています。それらは地域の歴史や生業、風習に根ざしたものですが、現代社会においては郷土芸能と生活が密着したものではなくなりつつあり、地域住民による保存や継承が困難になっています。</p>
今後の課題・方向性	<p>文化財を適切に管理し次世代に継承していくため、市内文化財の把握に努め、文化財指定による保護を図る必要があります。また、文化財の巡視と点検を行い、毀損等への対応を含めた保存管理を行う必要があります。</p> <p>郷土芸能は、その地域における生活や風習と密着したものであり、地域の歴史と文化を伝える貴重なものです。地域の保存団体等が存続するためには、地域全体で郷土芸能や各種文化財を含めた郷土への愛着を育む必要があります。</p>
今後の主な取組	<p><b>【文化財の周知】</b> 市内の文化財について、市民へ広く周知・公開するため、市報やホームページ等での紹介を行います。</p> <p><b>【文化財の保護及び啓発】</b> 文化財保護審議会や郷土史会等と連携し、郷土資料の調査・研究、歴史講座の開催などを通じて、文化財の保護及び啓発を行います。</p> <p><b>【伝統文化の保存・継承】</b> 郷土芸能など地域に残る伝統文化の保存・継承に取り組む団体の活動を市民へ啓発・普及し、団体の活動の場を拡充します。</p>
資料等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>【市指定文化財 馬場家文書】</b></p>  <p>古記録抜書帳</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>【ハタ保存会】</b></p>  <p>ハタあげ大会（ケンボソー）</p> </div> </div>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の保存・活用のため、貴重な資料の指定・登録を行います。</li> <li>・各種保存会との連携を図り、郷土芸能団体の継続的な活動を支援します。</li> <li>・郷土資料の調査整理を行うとともに、歴史講座の開催に努めます。</li> </ul> <p>■歴史講座数（R1）2回 → （R7）5回</p>

主要施策（１）－ ② 伝統的建造物群保存地区事業の推進	
現状	<p>国の重要文化財の指定を受けている旧鍋島家住宅を中心とする雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区は、佐賀藩神代領のなごりを今日に伝え、まちなみの区割りと建造物、生垣、水路などが織りなす景観が評価され、平成 17 年度に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。地区内建物の修理修景事業や生垣の景観管理など、地区住民と行政が一体となったまちなみの景観づくりを行っています。</p>
今後の課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧鍋島家住宅の一部は、最後の増改築から 90 年が経過し老朽化している部分があり、文化庁の指導を受け修理を行う必要があります。また、神代小路地区の武家町としての歴史や文化を正しく理解できるよう、地域活性化の資源として活用を図っていく必要があります。</li> <li>・まちなみの伝統的な景観を維持するため、建造物の計画的な修理修景事業を行う必要があります。</li> <li>・神代小路地区は高齢者世帯が多く空き家問題が深刻な課題となってきました。今後の景観維持やまちづくりのためにも、地権者や関係者に対し、伝統的建造物群保存地区制度についての啓発を継続し、地域ぐるみで保存地区の存続・継承を行う必要があります。</li> </ul>
今後の主な取組	<p><b>【重要文化財の保存・活用】</b> 旧鍋島家住宅の修理について、長崎県や文化庁、雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会等と相談を進め取り組みます。</p> <p><b>【景観維持及び空き家対策】</b> 地元まちづくり団体等と連携し、修理修景事業による景観維持を図るとともに NPO 法人、地域づくり推進課と連携した空き家対策に努めます。</p>
資料等	<p><b>【神代小路重要伝統的建造物群保存地区】</b>（選定：平成 17 年 7 月 22 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の面積：約 9.8ha</li> <li>・伝統的建造物：34 件</li> </ul> <p><b>【国指定重要文化財】</b> 「旧鍋島家住宅」⇒ 主屋、御座敷、隠居等、土蔵、長屋門 計 5 棟</p> <p><b>【鍋島邸入場者数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度 7,637 名</li> <li>・令和元年度 6,026 名</li> </ul> 
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修理修景事業を推進し、伝統的まちなみ景観の整備を図ります。</li> <li>・地元自治体や地元 NPO 法人等と連携し、まちなみを活用した地域活性化に取り組みます。</li> <li>・旧鍋島家住宅の保存修理を進め、地域の核となる建物として活用を図ります。</li> </ul> <p>■鍋島邸入館者数（R1）6,026 人 → （R7）8,000 人</p>

主要施策（１）－ ③ 開発事業に伴う埋蔵文化財の適切な保存活用										
現状	<p>埋蔵文化財（城跡や古墳、遺跡など）は、国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり、地域における重要な資産です。これらを適切に保存し、管理・活用する事で地域の文化力の向上を目指します。</p> <p>市内には200箇所を超える埋蔵文化財が知られています。県内でも有数の規模や内容を持つものが多数あり、各種開発事業などにより遺跡の破壊や消滅などがないよう調査や指導を行っています。</p>									
今後の課題・方向性	<p>市内の各種開発事業に伴って、埋蔵文化財の保護を目的とした事前の確認調査を行っています。公共工事のみではなく、個人の住宅建設などの小規模な開発においても必要となります。埋蔵文化財は、文字どおり地面の下にあるためその存在や内容が不明な場合も多く、開発の内容によっては発掘調査が必要な場合も多くあります。</p> <p>近年は、農業基盤整備事業や大型施設の建設などの開発事業が増えつつあり、大規模な発掘調査が必要な場合があります。開発事業推進のスピードに発掘調査の進捗が追いつかなくなる可能性も心配されます。</p> <p>開発事業の計画をできるだけ早期に把握して、「事業の推進」と「文化財の保護」が両立できるよう調査体制を確立していきます。</p>									
今後の主な取組	<p><b>【発掘調査及び調査報告書】</b>        県営基盤整備事業に伴う発掘調査及び調査報告書の作成を行います。</p> <p><b>【各種開発行為への対応】</b>        施設建設など各種開発に伴う試掘調査や指導に取り組みます。</p> <p><b>【展示会の開催】</b>        雲仙市歴史資料館国見展示館において、発掘出土品の展示会を年間2回程度開催します。</p> <p><b>【発掘調査成果の教育普及】</b>        発掘調査成果の教育普及のため、発掘調査の現地見学会や出土品を活用した学校等への出前講座、公民館講座など社会教育活動を共同した古代技術体験などの事業に取り組みます。</p>									
資料等	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"><b>【発掘調査の様子】</b></td> <td style="width: 33%;"><b>【市指定文化財】</b></td> <td style="width: 33%;"><b>【雲仙市歴史資料館】</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>龍王遺跡</td> <td>百花台遺跡出土品</td> <td>国見展示館</td> </tr> </table>	<b>【発掘調査の様子】</b>	<b>【市指定文化財】</b>	<b>【雲仙市歴史資料館】</b>				龍王遺跡	百花台遺跡出土品	国見展示館
<b>【発掘調査の様子】</b>	<b>【市指定文化財】</b>	<b>【雲仙市歴史資料館】</b>								
										
龍王遺跡	百花台遺跡出土品	国見展示館								
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各種開発事業に伴う発掘調査事業を実施します。</li> <li>・雲仙市歴史資料館における発掘調査成果の公開・活用を図ります。</li> </ul> <p>■国見展示館入館者数（R1）1,018人 → （R7）1,500人</p>									

主要施策（２）－ ① 市民団体と連携した文化芸術活動の推進	
現状	本市では、市内文化会館や公立公民館を中心に、市民や市民団体による自主的な文化活動が展開されています。市文化連盟や各町文化協会と連携した市美術展覧会や市民音楽祭、各町文化祭の実施のほか、各公民館講座の開催などにより、市民の文化芸術活動の支援・推進をしています。
今後の課題・方向性	人口減少や高齢化に伴い、各文化団体の組織力低下から市内文化芸術活動の縮小へとつながる恐れがあることから、多くの市民が文化芸術にふれる社会づくりや活動基盤づくりが求められます。 市民文化芸術団体や小・中学校文化団体の育成支援、文化会館自主文化事業の実施のほか、次代を担う子どもたちや文化芸術にふれる機会の少ない市民へ情報を発信し、心豊かな市民生活の実現を図る必要があります。
今後の主な取組	<p><b>【芸術体験機会の提供】</b> 文化庁や自主文化事業振興会と連携した文化事業により、子どもを対象とした文化体験事業を実施し、子どものころから芸術文化にふれ、親しむ機会を提供します。また、市内文化会館や公立公民館に足を運ぶ機会が少ない園児や高齢者を対象としたアウトリーチ事業を実施します。</p> <p><b>【文化芸術活動の推進】</b> 市文化連盟や各町文化協会と連携し、日頃の文化芸術活動の発表の場として市美術展覧会や市民音楽祭、各町文化祭などを実施します。 市の歴史文化・人的資源を生かした事業を実施します。</p>
資料等	<p><b>【主な文化事業実績】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>・ 市民音楽祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>・ 市美術展覧会</p> </div> </div>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを対象とした文化芸術体験事業及びアウトリーチ事業を開催します。</li> <li>市内文化会館自主事業において、参加者の増加を図ります。</li> </ul> <p>■自主事業数 (R1) 9回 → (R7) 10回</p> <p>■自主事業参加者数 (R1) 2,891人 → (R7) 3,000人</p>

## 4 「運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。」

基本的方向性

- (1) 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図るとともに、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。
- (2) スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適正な管理運営を行うとともに、指定管理者制度などの民間活力を生かした施設の運営を図ります。

市民の健康・体力づくりや市民相互の豊かなコミュニケーションづくりのために、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、運動・スポーツ活動に親しめる環境が必要です。また近年、軽スポーツやウォーキング活動の普及など、その活動の場は様々で、ニーズの多様化が進んでおり、このような市民のニーズを的確に捉えるとともに、その快適な活動の場を提供することが求められています。

本市は、合併前の旧町から引き継がれた多くの社会体育施設を設置していますが、その多くは老朽化が進み、その対応・改善が喫緊の課題となっています。

このような中、既存の社会体育施設を適切に維持管理しながら、快適なスポーツ活動の場を提供することで、市民のスポーツ活動を支援するとともに、従来の体育施設内での活動にとらわれない野外での活動や室内体操など、幅広い活動の場を視野に入れた運動・スポーツ活動の推進を図っていかねばなりません。

なお、運動・スポーツ活動の推進のためには、活動施設の提供などのハード面での支援ばかりではなく、活動するきっかけづくりのための教室やイベント開催などのソフト面の充実も重要となります。個々に活動しているスポーツ団体や運動グループが、より活発な活動を行えるよう、情報発信や情報交換、組織化などの支援を行い、他の団体との交流や新規のメンバーを獲得するなど、既存の団体等の活動を活性化させることも、今後の大きな推進策として進めなければなりません。

また、スポーツツーリズムの推進が叫ばれる中、従来「スポーツをする」ことに重点をおいてきましたが、スポーツ施設を地域の観光資源として活用し、「する」「観る」「支える」スポーツを推進することにより、地域経済の活性化の推進を図らなければなりません。



主要施策（１）－ ②		スポーツ競技力向上とジュニアスポーツの推進
現状	<p>雲仙市スポーツ協会（旧体育協会）は、自主的に市民スポーツの推進のための事業に取り組んでおり、協会の組織力向上や会員の技術力向上に努めるとともに、市民への競技スポーツの普及・育成に取り組んでいます。</p> <p>小学生のスポーツクラブ及び中学校の部活動が各々の活動における練習時間等のルール設定や指導者研修会を開催するなどして、小中学生の健全なスポーツ活動が実施されるよう活動しています。</p>	
今後の課題・方向性	<p>市民スポーツの競技力向上のために、雲仙市スポーツ協会の組織力や技術力を有効に活用し、連携・協力して市民スポーツの推進と競技力向上を図る必要があります、十分な支援・協力体制を構築していく必要があります。</p> <p>近年の少子化傾向に伴って児童・生徒数が減少する中、各クラブの構成員が減少し、組織活動・運営ができなくなるクラブが発生しています。</p> <p>このことから、校区や地域を超えたクラブ組織もあり、使用施設や活動時間などの課題も発生しています。</p> <p>また、ジュニアスポーツの推進については、長時間又は過度の練習を行わないように引き続き指導を行っていく必要があります。</p>	
今後の主な取組	<p><b>【スポーツ協会の運営支援】</b></p> <p>市民スポーツ大会をはじめとする市民の各種競技大会の開催、ジュニアスポーツの競技力向上や競技人口の拡大のための活動を行う雲仙市スポーツ協会の活動を支援します。</p> <p><b>【補助金等による経済的支援】</b></p> <p>上位大会へ出場時、参加経費の一部を助成し意欲の高揚を図ります。</p> <p><b>【振興会等団体に対する活動・運営支援】</b></p> <p>少年期における健康な身体づくりに対し、将来のスポーツ活動への意欲を育むため、適切な競技指導とクラブ運営を行う小学生クラブ活動振興会及び部活動振興会に対し、運営のための経費の一部を助成します。</p> <p><b>【指導者・保護者等の研修会の実施】</b></p> <p>ジュニアスポーツの指導者・保護者等を対象に、スポーツ医・科学・栄養学等の研修会を開催し、練習時間や休日の設定及び体罰、暴言等の過重な指導を防止し、将来を見据えたジュニアスポーツの推進に努めます。</p>	
資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲仙市スポーツ協会加盟団体 19団体（R2年度）</li> <li>・雲仙市小学生クラブ活動振興会加盟団体 51団体（R2年度）</li> <li>・ジュニアスポーツの練習時間及び休養日 平日練習時間：2時間、土日祝祭日練習時間：3時間、週当たり2日以上休養（土日いずれか休養）</li> </ul>	
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ協会と連携し市民の競技力向上と競技人口の拡大を図ります。</li> <li>■スポーツ協会加盟団体数（R2）19団体→（R7）21団体</li> <li>■小学生クラブ活動振興会加盟団体数（R2）51団体→（R7）54団体</li> <li>・ジュニアスポーツの推進については、健康な身体づくりを推進しながら、練習時間及び休養日の設定を遵守させ、過重な指導の防止を図ります。</li> <li>■少年スポーツの現状に合った講習会の開催（R2）1回→（R7）1回</li> </ul>	

主要施策（２）－ ① 社会体育施設の整備と民間活力の導入	
現状	<p>本市では、市民のスポーツ活動拠点として、体育館やグラウンドなど多くの社会体育施設を設置するとともに、学校施設を一般利用に開放しながら、適切な維持管理や改修等により、快適なスポーツ活動の場の提供に努めています。</p> <p>なお、「みずほすこやかランド」や「国見総合運動公園」では、体育施設に入浴休憩や宿泊施設を併せた複合施設となっており、スポーツ合宿等の利用にも対応可能となっています。</p> <p>また、指定管理者制度の導入については、「国見総合運動公園」と「リフレッシュセンターおばま」の２施設に導入しています。</p>
今後の課題・方向性	<p>本市の社会体育施設は、多くの施設で老朽化が進み、維持管理経費に多くの経費が必要となる中、照明設備についてもLED化が遅れています。</p> <p>定期的な施設の安全点検を行うとともに、公共施設個別施設計画に基づき適切な改修及び施設の統廃合を検討する必要があります。</p> <p>また、現在、指定管理者制度を導入している２施設以外の社会体育施設においても、指定管理者制度の導入を検討し、効果的な施設運営の体制を構築する必要があります。</p>
今後の主な取組	<p><b>【社会体育施設（設備・備品）の適正な管理運営】</b> 社会体育施設が快適に利用できるよう、適切な維持・管理を行います。 また、施設の少ない地域では、学校体育施設の有効活用に努めます。</p> <p><b>【適切な利用のための予約制度の確立】</b> 各種スポーツ活動が円滑に実施されるよう、施設の予約・申請等に対応するシステムの導入に努めます。</p> <p><b>【指定管理制度による民間活力の導入】</b> 施設をより快適に活用でき、より高度なサービスが提供できるよう、施設の運営に民間企業のノウハウ等を導入する指定管理者制度による施設運営を進めます。</p>
資料等	<p><b>【指定管理制度の導入状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見総合運動公園 指定管理期間（H31.4.1～R5.3.31） 指定管理者：NPO法人V・ファーレン長崎SC</li> <li>・リフレッシュセンターおばま 指定管理期間（R2.4.1～R5.3.31） 指定管理者：㈱サンセットマリン雲仙</li> </ul>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設（設備・備品）の適正な管理運営については、定期的に安全点検を実施し、必要があれば交換、修繕等を迅速に行い使用者が快適に利用できる環境を確保します。</li> <li>■定期的な点検（R2）不定期→（R7）6回／年（1回／2ヶ月）</li> <li>・適切な利用のための予約制度システムを導入します。</li> <li>■予約制度システム（R2）未導入→（R7）導入完了</li> <li>・指定管理制度による民間活力の導入に向けて調査・研究を進めます。</li> <li>■指定管理施設（R2）2施設→（R7）3施設</li> </ul>

主要施策（２）－ ②	<b>地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進</b>
現状	<p>現在、運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図るとともに、各種スポーツ団体への指導・支援に努めるなど、「スポーツをする」に重点をおいている現状にあります。</p> <p>また、様々な地域資源（スポーツ競技団体・スポーツ施設・自然環境等）が活かされていない現状にあります。</p>
今後の課題・方向性	<p><b>【「する」「観る」「支える」スポーツの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの推進のうち、「スポーツをする」に重点をおいていることから、「する」「観る」「支える」スポーツの推進を図ります。</li> </ul> <p><b>【スポーツの振興による地域経済の活性化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設を地域の観光資源として、「スポーツの振興によって人が動く仕組みづくり」「スポーツの振興による地域経済の活性化」の推進を図ります。</li> <li>・県スポーツコミッションや競技団体等と連携してスポーツ合宿や平日の大会の誘致活動を行います。</li> </ul>
今後の主な取組	<p><b>【スポーツ大会並びに障害者スポーツ大会やスポーツ合宿等の誘致】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導者等を訪問し、積極的に誘致活動を行います。</li> </ul> <p><b>【平日のスポーツ大会の誘致】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日に団塊の世代を対象としたスポーツ大会を誘致することで、「する」「観る」「支える」スポーツの推進に努めます。</li> <li>・スポーツ大会を誘致することで、スポーツ観戦と併せて自然環境等を「観る」スポーツの推進に努めます。</li> </ul> <p><b>【観光関係団体との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの推進による「交流人口」や「滞留人口」の増加を図ることで、スポーツツーリストによる飲食や宿泊、物品購入等、地元経済効果として地元還元することで、市民が「支える」スポーツの推進に努めます。</li> </ul>
資料等	<p>スポーツツーリズムの推進に活用できる社会体育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見体育館、瑞穂体育館、吾妻体育館、愛野体育館、新小浜体育館（仮称）、国見武道館、吾妻武道場、愛野武道場、リフレッシュセンターおばま、遊学の里くにみ、みずほすこやかランド、サンスポーツランドあづま、愛野運動公園、小浜ふれあいの村グラウンド、小浜弓道場、千々石相撲場</li> </ul>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ合宿の誘致に努めます。</li> </ul> <p><b>■スポーツ合宿の誘致（R2）0団体→（R7）年間2団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日のスポーツ大会の誘致に努めます。</li> </ul> <p><b>■平日のスポーツ大会の誘致（R2）0大会→（R7）年間2大会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会並びに障害者スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致及び平日のスポーツ大会の誘致を行いながら、観光関係団体等と連携を図り、市民が「支える」スポーツ環境を整備します。</li> </ul>

## 第5章 計画の着実な推進に向けて

### 1. 計画の進捗管理

雲仙市教育振興基本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的に事業の進行状況や検証、見直し等の進捗管理を行う必要があります。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度実施する「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価」により自己点検・評価を行うとともに、計画の進捗管理をしていきます。

### 2. 計画の見直し

本計画は、令和3年度から令和7年度の5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に教育や社会情勢等の変化及び国の教育に関する施策の大幅な変更、また、新たに生じた課題等への対応など計画期間の途中においても、必要に応じて柔軟に計画内容の見直しを図ってまいります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況に係る点検・評価に関する報告書

(令和 年度事業分)



令和 年 月  
雲仙市教育委員会

## 用語解説

### 【 ア行 】

用語	説明
ICT	情報・通信に関する技術の総称。
アウトリーチ事業	公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動。
移動図書館	図書を載せた自動車を利用して図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組み。雲仙市では、雲仙市図書館と愛野図書室に配備した2台の移動図書館車で市内を巡回し、サービスを行っている。
WEB	世界中どこにいても、インターネットやコンピューターなどによって情報を得られるシステム。
家読（うちどく）	「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族で本を読み感想を話し合うなど読書習慣を共有することで、家族の絆づくりを図る運動。
雲仙アツマクロス	雲仙市（旧吾妻町）で考案された軽スポーツ。4チーム（1チーム2人組）が同時に競技するゲームで、テニスのラケットでバドミントンのシャトルを打ち合い、失点の少なさを競う。長崎国体（H26）の「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に採用・実施され、全国に情報を発信。
雲仙市家庭教育7か条	雲仙市社会教育委員により、子どもたちの未来を育むことを目的に、親子で学び育ちあう家庭教育を応援する社会をつくるため、7つの項目を「子どもの心にふんわり届けるほかほかことば」として提唱されたもの。
雲仙っ子の心を見つめる教育週間	県内のすべての公立学校では、5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、心豊かな長崎っ子の育成を目指し、すべての公立学校で教育活動を公開し、保護者や地域のみなさんと子どもたちとの交流を行い、県民を挙げて「地域の子どもの地域で育てる」取組を行っている。雲仙市では、この期間を「雲仙っ子の心を見つめる教育週間」として取り組んでいる。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略 Twitter や Facebook、LINE といったインターネットを使って人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。
NPO法人	民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

### 【 力行 】

用語	説明
外国語専科教員による指導の推進	小学校での外国語の授業を担当ではなく外国語担当の教員が行うことを積極的に進めること。
学習指導要領	文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。
学校運営協議会	学校の運営に関して協議するためにおかれた機関。構成者は、当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童、生徒の保護者、その他教育委員会が必要と認める者。
家庭の日	毎月第3日曜日を毎月1回の「家庭の日」と定め、家族の愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育み、子どもたちの健やかな成長を願う日のこと。

用語	説明
カリキュラム・マネジメント	各学校が教育目標を実現するために、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価することを目指すこと。
GIGAスクール構想	ICT教育環境の整備のため文部科学省が推奨する取り組みで、義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画。 GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。(すべての子どもたちが誰一人取り残されることなく世界的で革新的な世界の入り口に立てるように取り組む学校づくりの意味)
グローバル化	社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模での結びつきの深まり。
ケア会議	下記ケース会議の出席者に加え、保護者や関係機関等が出席し、さらに多角的支援を検討する会議。
ケース会議	不登校・学校不応児童生徒について、学校、訪問指導員、スクールソーシャルワーカー、教育委員会が、情報共有及び教室復帰に向けた手立ての検討を行う会議。
県スポーツコミッション	スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と県外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織。
公共施設個別施設設計画	公共建築物の施設ごとの老朽化の状況や利用状況等を整理した上で、長寿命化や更新等の対策を実施する際の優先順位の考え方を明確にするとともに、必要な対策について講じる措置の内容や実施時期、対策費用の概算等を施設ごとに整理したもの。
校務支援システムC4th	教職員の業務負担の軽減を図るため、教職員が行う校務を効率化し、併せて手続きの統一化や校内の情報の共有化を図ることを目的に導入した「C4th」という名称のコンピューターシステムのこと。
ココロねっこ運動	長崎県子育て条例第22条に明記されている運動で、子どもと真正面から向き合わない大人の増加、青少年問題の顕在化、青少年に悪影響を及ぼす有害情報の増加、完全学校週5日制の開始された中、子どもたちの心のねっこを育てるために平成13年6月に始まった。大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。
コミュニティスクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校。

## 【 サ行 】

用語	説明
持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。
自治公民館活動	自治会、又は地域が独自に管理運営している集会施設の活動。
指定管理者制度	多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により創設されたもの。
児童生徒サポートセンター	不登校児童生徒等に対して、学校と協力し訪問指導等を実施し、学校へ登校できるように直接的に支援を行う事業。
就学時健康診断	小学校に就学する直前に行われる健康診断。
準要保護	生活保護を受けていないものの、経済的に就学困難であるもの。
白ポスト	県及び雲仙市青少年健全育成協議会等が設置する、青少年に有害とされる雑誌等の回収設備。

用語	説明
スクールカウンセラー	いじめや不登校など様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために学校に配置される臨床心理士などの資格を有する専門家。
スクールサポーター	学習活動・図書活動支援並びに教育相談等を充実させ、個に応じたきめ細かな児童生徒への支援及び対応を図るために、市内全小・中学校に配置された雲仙市会計年度任用職員。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、各市町教育委員会に配置する教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する県が雇用する会計年度任用職員。
スクリーニング	集団に対して共通の検査を行い、対象となる傾向がある児童・生徒を見つけること。
スタンダード	各ケースに共通して行うべき標準的な取り組み。
スポーツツーリズム	スポーツをしたり、見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流など、スポーツに関わる様々な旅行。
生産年齢人口	生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。
成熟社会	量的拡大を追求する経済成長を経て経済や社会制度が発展し、必要な物やサービスが満たされ精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。
セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
総合型地域スポーツクラブ	地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、『多種目』『多世代』『多志向』のスポーツクラブ（「スポーツ基本計画」平成24年3月文部科学省策定）。

## 【 夕行 】

用語	説明
タブレットパソコン	タッチパネルあるいはペン入力操作に対応した画面を持つ小型のパソコン。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所であり、労働や教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、祭などに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集まり。
知識の概念的な理解	複数の具体的な知識をもとに導き出された汎用性や応用性、転移性を備えた理解。
長寿命化計画	昭和40年代から50年代にかけて作られた市内のほとんどの校舎や体育館が一斉に老朽化し、建て替えの時期を迎えていることから、予算の縮減と平準化を図るため、60年といわれる建物の寿命を80年に延ばす外壁、屋上防水、水道、電気設備などの部分改修と建物の規模の適正化、複合化の検討方針をまとめた中長期的な改修計画。
デジタル教科書	主に電子黒板で使用する紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材で、教科書の内容に関連する情報を提示する機能も有するソフト。
電子黒板	接続されたパソコンにあるソフトウェアをスクリーン上に投影し、直接操作できたり、スクリーン上に描いたものをソフトウェアに直接取り込む機能を有したホワイトボード。
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）。また、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画法もしくは条例で定めた地区。

用語	説明
図書館まつり	本に親しみを与える機会を提供するためのイベント。

## 【 ハ行 】

用語	説明
働き方改革	2019年4月に働き方改革関連法が施行。働き方改革の指針として「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」という3項目をテーマに厚生労働省で推進している。
非構造部材	天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、設備機器、テレビなどの備品類、家具等、構造体以外の部材。
部活動振興会	中学校の部活動の振興を図るため各中学校ごとに保護者、教職員、地元の部活動関係者等によって構成された組織。
フッ化物洗口	少量の水に、市販のフッ化物洗口剤を溶かしたもの（洗口液）を口に含み、1分間程度うがいを行うもの。歯・口腔の健康づくり対策として、雲仙市内の小学校では、平成27年度より全ての学校で実施している。
訪問指導員	不登校児童生徒等に対して、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う会計年度任用職員。

## 【 マ行 】

用語	説明
メディア安全指導	スマートフォンやパソコンなどの普及による有害な情報環境から子どもを守るための教育・指導。

## 【 ヤ行 】

用語	説明
要保護	経済的に就学困難であるものの内、生活保護を受けている家庭。

## 【 ラ行 】

用語	説明
リモート	複数の対象が離れている状態のこと。

## 【 ワ行 】

用語	説明
Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。ワイファイ。

子どもの心に  
ふんわり届ける  
あたたかい  
お母さん

# 雲仙市 家庭教育 7か条



## 第1条 命の尊さ

「あなたは  
私の宝物」  
世界に一つだけ  
私の命 あなたの命



命はひとつです。  
命を大切にすることを育てましょう。

## 第2条 個性、いいところ

「いいね!」  
「すごいね!」  
ほめて伸ばそう いいところ



たくさんほめて、子どもたちの  
個性、笑顔をもっと輝かせましょう。

## 第3条 家族の信頼・絆

「大好きだよ」  
「ありがと」  
たくさん 伝えよう  
心に届く 大切なことば



愛されていると感じることで、心が  
安定します。子どもの「あのね」に耳  
を傾けましょう。

## 第4条 読書・体験

「おもしろいね!」  
「楽しいね!」  
家読で育む 豊かな心  
体験で学ぶ 生きる知恵



本を通じた親子のふれあいが豊かな  
心を育みます。多くの体験から気づき、  
学びを深めましょう。

■ 提唱：雲仙市社会教育委員

## 第5条 あいさつ、生活習慣

「おはよう」  
「おやすみ」  
「一緒に食べよう」  
笑顔のあいさつ 楽しい食事



あいさつは人と人をつなげます。  
早寝、早起き、朝ごはんは、生活の  
リズムをつくりましょう。

## 第6条 地域で子育て

「いってらっしゃい」  
「気をつけて」  
地域で子育てして声かけよう



子どもは郷土の宝です。  
地域とのつながりを大切にし、地域  
全体で子どもたちを育てましょう。

## 第7条 メディアとの付き合い方

「パソコン・スマホ  
大丈夫?」  
親子で話そう  
メディアのルール



雲仙市統一ルールと家族で決めた  
ルールを守り、子どもをメディア社会  
の危険から守りましょう。

雲仙市PTA連合会、雲仙市校長会、雲仙市PTA連合会、雲仙市青少年・子ども育成会議、雲仙市公民館連絡協議会、雲仙市老人クラブ連合会、雲仙市教育委員会、雲仙市校長会、雲仙市保育会、雲仙市青少年・子ども育成会議、雲仙市公民館連絡協議会、雲仙市PTA連合会、雲仙市校長会、雲仙市PTA連合会、雲仙市青少年・子ども育成会議、雲仙市公民館連絡協議会、雲仙市老人クラブ連合会

雲仙市教育振興基本計画検討委員会委員

	氏名	所属	備考
1	中村昭夫	雲仙市がまだすスポーツクラブ	会長 スポーツ関係者
2	床井俊介	雲仙市校長会 (千々石第一小学校)	副会長 小学校関係者
3	福島真砂	雲仙市自主文化事業振興会	文化団体関係者
4	前田修一	雲仙市社会教育委員	社会教育関係者
5	益田善之	文化財保護審議会委員	文化財関係者
6	園田麗子	雲仙市PTA連合会 母親副委員長	保護者代表
7	森山隆一	雲仙市スポーツ推進委員	スポーツ関係者
8	力丸美歌	雲仙市スポーツ推進委員	スポーツ関係者
9	塩田裕紀	雲仙市校長会 (愛野中学校)	中学校関係者